

# 秋田県ペタンク連盟規約

# 秋田県ペタンク連盟規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、秋田県ペタンク連盟(以下「本連盟」と称する。

### (事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務局を秋田県秋田市卸町三丁目5-5 (株)フロム・エー内に置く。

### (目 的)

第3条 本連盟は、ペタンクの普及振興を図り、秋田県民の心身の健康増進と生涯スポーツ・競技スポーツの振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ペタンクの普及及び振興に関すること。
- (2) ペタンクの指導員及び審判員等の資格者を養成すること。
- (3) ペタンクの各種大会等の開催に関すること。
- (4) ペタンクの各種大会等の派遣に関すること。
- (5) ペタンクに関する情報の発信に関すること。
- (6) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

### (組 織)

第5条 本連盟は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟に加入するものとする。

### (会 員)

第6条 この連盟の会員は、ペタンクを愛好する団体及び個人をもって構成する。

### (会員の種別)

第7条 本連盟の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本連盟の目的に賛同し事業に協力する個人。
- (2) 賛助会員 本連盟の事業を援助する団体、企業。

#### (入 会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出すること。

#### (資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。この場合その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の会員としてふさわしくない行為を行ったとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費、参加料及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役 員

#### (役員)

第13条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

#### (役員を選任)

**第14条** 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事のうちから理事会において選任し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事は、関連団体、正会員及び学識経験者を有する者の内から総会で選任するものとする。
- 3 監事は、会長の推薦により総会の承認を得るものとする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (役員職務)

**第15条** 会長は、本連盟を代表し、業務を統括し総会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した副会長がその職務を代理して行う。
- 3 理事長は、理事会の議長となると同時に、理事会の決議に基づき会務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代理して行う。

#### (監事の職務)

**第16条** 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は、執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会の招集を要請することができる。

#### (役員任期)

**第17条** 役員任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合であっても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

**第18条** 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会を開き、出席者の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪え得ないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

- 第19条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 2 役員報酬は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
  - 3 役員には費用を弁償することができる。
  - 4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 本連盟に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

## 第4章 会 議

(会議)

- 第21条 本連盟の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総会)

- 第22条 総会は、役員及び会員をもって構成し、次の事項を議決する。
- (1) 本連盟の事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 本連盟の事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 役員承認に関すること。
  - (4) 規約の改廃に関すること。
  - (5) その他本連盟の業務に関する重要な事項。
- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するとことによる。
  - 3 会長は、理事の3分の1以上が必要と認めるときは、総会を招集しなければならない。

(理事会)

- 第23条 理事会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 本連盟の運営に関すること。
  - (2) 総会に提案する事項。
  - (3) その他本連盟の運営に関する重要な事項。
- 2 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 3 会長は、理事の3分の1以上が必要と認めるときは、理事会を招集しなければならない。

(定足数)

- 第24条 総会では役員及び会員、理事会では理事のそれぞれ過半数(委任状含む)の出席がなければ開催することができない。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

- 第25条 本連盟の事業を円滑に推進するために専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会については、別に定める。

## 第6章 会費及び登録料

(会費及び登録料)

第26条 本連盟の会費は次のとおりとし、毎年納入するものとする。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 入会金 (初年度のみ)            | 1,000円 |
| (2) 正会員 年間1人               | 2,000円 |
| (3) 賛助会員 年間1団体1企業 1口       | 5,000円 |
| (4) 日本ペタンク・ブール連盟登録希望者 年間1人 | 2,000円 |

## 第7章 会計

(会計年度)

第27条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第28条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 参加料(大会、講習会等)
- (3) 寄付金
- (4) 助成金
- (5) 補助金
- (6) その他の収入金

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において出席者総数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

## 第9章 事務局

(事務局)

- 第30条 本連盟の事務を処理するため事務局を設ける。
- 2 事務局に事務局長を置く。
  - 3 事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。
  - 4 事務局長は、会長の命を受け本連盟の庶務及び会計を処理する。

## 附 則

- ・この規約は、平成23年7月30日から施行する。

第1条 本連盟は、秋田県ペタンク連盟(以下本連盟)と称する。(平成27年4月11日変更)

- ・この規約は、平成27年4月1日から施行する。